

土浦市統一指定ごみ袋の認定について
（生ごみ専用袋）

令和5年6月

土浦市市民生活部環境衛生課

土浦市統一指定ごみ袋の認定申請をされる方へ

本市では「土浦市統一指定ごみ袋の認定基準」により、生ごみ専用袋を指定しています。この指定袋を製造・販売するためには、「土浦市統一指定ごみ袋の認定基準」に基づき、申請をしていただき、規格に適合するか否かについて審査を受け、認定書の交付を受ける必要があります。

認定申請については、別紙の認定基準をよくお読みいただき、申請書に必要な書類を添付のうえ、提出してください。

- 認定申請ができる方は、製造業者です。
- 申請時に提出されたサンプルについては、本市が強度試験をする場合があります。
- 認定を受けると、指定袋を製造・販売をすることができます。

1 引張強度等の検査結果表

- ・第三者検査機関(認定を受けようとする者及びその者に関連する組織以外の機関をいいます。)で検査したものであること。
- ・検査結果表には、証明書を添付してください。(3ヶ月以内)

2 販売価格等

- ・販売価格については、自由価格となります。
- ・販売については、申請者の各販売ルートにより、行っていただきます。
- ・その他について、家庭用品品質表示法及び日本工業規格を参考とすること。

3 製造認定番号の表示方法

★新規の場合

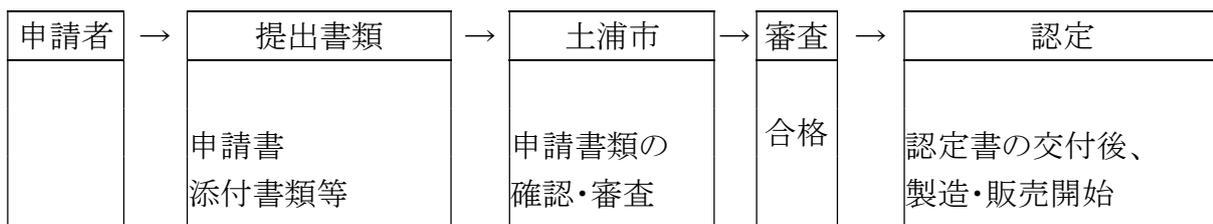
第 PE R05 00※号

ポリエチレンの略

認定年度

通し番号

●申請から認定までの流れ



申請先 土浦市市民生活部環境衛生課 ☎ 029-826-1111(内線 2445)

土浦市統一指定ごみ袋（生ごみ専用袋）の細部についての覚書

1 統一指定の色の指定について

- ・袋・・・黄色 大日本インキ化学（DIC） PL PEONY E YELLOW F-674
と同等色で1~2%を配合する。
※中身が少し見える程度の透明度、色味とする。
- ・印字・・・紫 坂田インク 510 紫
同等色

2 包装用外袋の生地等について

包装用外袋の生地色については、色の指定は行わないこととする。ただし、印刷色は、「土浦市統一指定ごみ袋認定基準」の図2の備考2のとおりとする。

3 バーコード表示について

現在の商品流通においてバーコードは必要であるので、包装用外袋のみに表示することは差支えない。

バーコードについては、すべて色指定は行わないこととする。

4 製造国の表示について

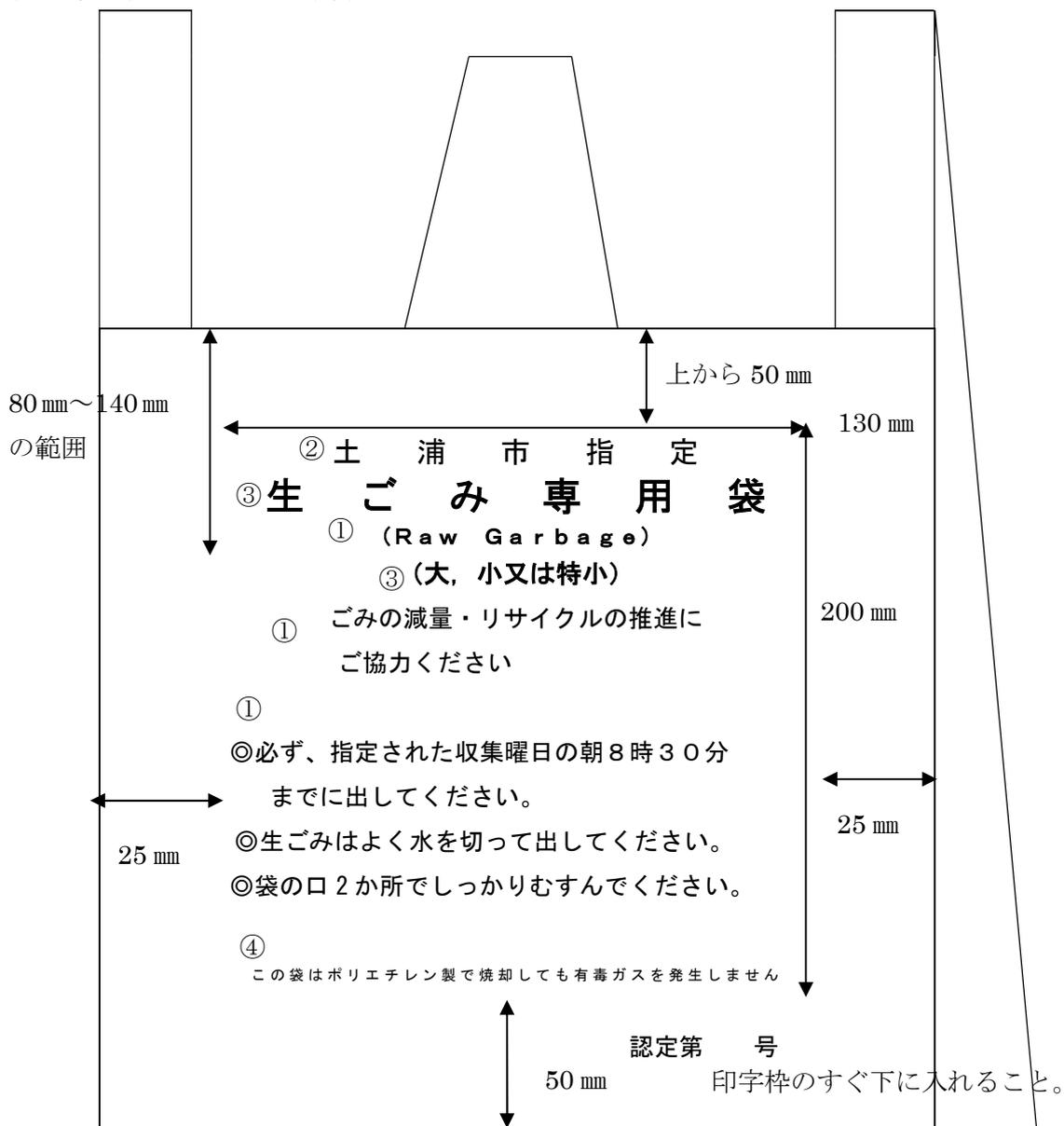
包装用外袋の製造国を表示すること。

5 PL法の表示について

- ・PL法の表示は、内装及び包装のいずれに表示しても差し支えない。
- ・包装用外袋に表示する場合、家庭用品品質表示法による表示事項の上部に表示することが望ましい。

【生ごみ専用袋（特小サイズ）】

(1) 袋に印刷する文字及び行間隔



(2) 袋に印刷する文字の書体及び大きさ

ア 文字の書体はすべてゴシック体とする。

イ 印字は、縦 200 mm横 130 mm以内に記載する。ただし、認定番号はその範囲のすぐ下の右側に記載する。

ウ 「生ごみ専用袋 (Raw Garbage)」は 80 mm~140 mmの範囲内に記載すること。

エ 1文字の大きさは次のとおりとする。

① については1文字 4 mm角とする。

② については1文字 12 mm角とする。

③ については1文字 23 mm角とする。

④については 128 mm以内の範囲で書ける文字の大きさとする。

(3) その他特記事項

ア 文字の折り返しについては、印字幅の範囲内で任意とする。

イ 印字は、極力中央に寄せるようにし、見易さを重視すること。